

令和8年(2026年)第1回ニセコ町議会定例会 第4号

令和8年(2026年)3月11日(水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第 1号 ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 3 議案第 2号 普通財産の無償貸付について(旧宮田小学校屋内体育館)
- 4 議案第 3号 羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約を変更するための協議について
- 5 議案第 4号 ニセコ町特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 6 議案第 5号 ニセコ町行政手続条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 6号 ニセコ町職員定数条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 8号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 9号 ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例
- 11 議案第10号 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 12 議案第11号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例
- 13 議案第12号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例
- 14 議案第13号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 15 議案第14号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算
- 16 議案第15号 令和8年度ニセコ町一般会計予算
(予算特別委員会報告)
- 17 議案第16号 令和8年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 18 議案第17号 令和8年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 19 議案第18号 令和8年度ニセコ町簡易水道事業会計予算
(予算特別委員会報告)
- 20 議案第19号 令和8年度ニセコ町公共下水道事業会計予算
(予算特別委員会報告)
- 21 発議第 1号 アメリカとイラン間の戦闘の早期終結を求める決議について(追加)
(総務常任委員会報告)
- 22 議案第20号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(追加)

- 23 議案第21号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算（追加）
 24 議案第22号 令和8年度ニセコ町一般会計補正予算（追加）
 25 議員派遣の件について
 26 閉会中の継続調査の申し出について
 （議会運営委員会）
 27 閉会中の所管事務調査の申し出について
 （総務・産業建設常任委員会）
 28 発議第1号 アメリカとイラン間の戦闘の早期終結を求める決議について
 （総務常任委員会報告）

○出席議員（9名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 高瀬浩樹 | 3番 高木直良 |
| 4番 榊原龍弥 | 5番 高井裕子 |
| 6番 小松弘幸 | 7番 斉藤うめ子 |
| 8番 木下裕三 | 9番 篠原正男 |
| 10番 青羽雄士 | |

○欠席議員（1名）

- 2番 大野幹哉

○出席説明員

- | | |
|------------|------|
| 町長 | 田中健人 |
| 副町長 | 山本契太 |
| 会計管理者 | 藤志伸 |
| 総務課長 | 福村一広 |
| 消防庁舎整備室長 | 黒瀧敏雄 |
| 企画環境課長 | 桜井幸則 |
| 企画環境課参事 | 阿南孝宏 |
| 税務課長 | 鈴木健 |
| 町民生活課長 | 富永匡 |
| 保健福祉課長 | 重森省宏 |
| 農政課長 | 山口丈夫 |
| 農業委員会事務局長 | |
| 農政課参事 | 長田陽介 |
| 国営農地再編推進室長 | 石山智 |
| 商工観光課長 | 馬淵由香 |

商	工	觀	光	課	參	事		市	原	俊	樹
都	市	建	設	課	長			橋	本	啓	二
上	下	水	道	課	長			石	山	康	行
上	下	水	道	課	參	事		森		玲	子
企	画	環	境	課	參	事					
總	務	係			長			佐々木	一	理	茂
財	政	係			長			淺	井	辰	登
教	育				長			片	岡	伸	三
總	合	教	育	課	長			淵	野	信	隆
總	合	教	育	課	參	事		阿	部	博	幸
總	合	教	育	課	參	事		中	川	公	視
学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	三	橋		一
こ	ど	も	未	来	課	長		齋	藤		徹
代	表	監	査	委	員			佐	竹	三	郎
農	業	委	員	会	会	長		荒	木	隆	志

○出席事務局職員

事	務	局	長	加	藤	紀	孝
書			記	佐	藤	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は9名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番、木下裕三君、9番、篠原正男君を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、議案第1号 ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての件を議題とします。
質疑はありませんか。
高木議員。

○3番（高木直良君） 質問なのですが、今回最終的な計画になると思いますけれども、项目的にずっと見ていきますと新規事業になるような項目がそれなりの数含まれております。これらについて、この計画に上がっていることはどのような性格を持つのか。これは必ず計上したことであるし、決済が認められればこのとおり実施していこうというものなのか、新規事業の中にいろいろ含まれているものですから、その性格について改めて確認したいと思います。よろしく願います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

結論から申しますと、実施しなくてもペナルティーはございません。なので、この計画にのっているから必ず実施するというような表現は間違いだというふうに思っております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） のせても性格上それは必ず実行するものではないという趣旨であるということは分かりました。ただ、計上しているその数字が具体的に概略ですけども、上げられているということはそれなりに何か上げたことについての積み上げ的なことで金額が出ているのかどうか、その経緯について追加で説明いただければありがたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの高木議員の再質問にお答えいたします。

そもそもこの過疎計画の掲載している事業につきましては、庁舎内で全ての担当課において掲載する事業についての意向調査を行っております。議員ご承知かと思うのですが、この過疎

計画にのることによって過疎債が使えるというようなシステムになっておりますので、そこについては当然過疎計画の趣旨である過疎計画掲載事業をもって地域の過疎化に対応した計画、総合的な対策を講じるものであるというところの趣旨はもちろんあるのですけれども、過疎債を使用するためにこの計画にのせるといった面もございます。なので、そういった面では漏れなくニセコ町の過疎に通ずる事業については掲載しているという趣旨の下、各種事業を掲載しているというのがこの計画の立てつけになっているかというふうに思います。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） ちょっと補足的に説明させていただきますと、基本的には過疎計画がないと過疎債は借りられないという、起債は借りられないということですし、また過疎計画にのっている金額を超えてもちょっと問題が出てきますので、できるだけ、ばふらっとした感じですが、ある程度上限額をのせておかなければいけないという状況でございます。

また、過疎債についても基本的にはその計画にのっていないければ借りられませんので、今までもあったようにその事業をやる場合については過疎計画に追加、また軽微な変更等を行って調整していくということでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありますか。

○9番（篠原正男君） ただいまの過疎計画に絡んでですが、説明ではこの後ニセコ町の状況によっては過疎地域の指定が外れるかもしれないと。それは過去新庁舎を造る、造らないというあたりの頃から過疎債がもしなくなるとすればというような話が出ていまして、議会としてもそれらに関する勉強会を開催してきたところだというふうに思っています。

そして、また前回聞いていますか、今回の過疎地域の指定にぎりぎりかかったというところに関しましても議会としてささやかではありますがありますけれども、国に対して、国会議員に対して要望活動を行わせていただいたという経過もございます。ただ、その中で大事にしないではいけないのは、単に過疎債を借りるがための指定ということではなくて、過疎がなくても生きていける町、生き続ける町というものを目指すべきだということを議会としても発言してまいりましたし、また当時の執行部側もそれを受けていたというふうに思います。ただいまの説明の中では、いわゆる過疎債なるものが最終目標的な答弁だったかなというふうに思うのですが、そうではなくて今回の過疎計画に盛られた中で、いわゆる自立をしていくような手だてとなる事業がどのように展開されているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの篠原議員のご質問お答えいたします。

私が今高木議員のほうに説明した中にもありましたけれども、当然この過疎法の趣旨にのっとったものであることを前提にお話をさせていただいております。なので、今過疎債が目当てでこの計画にのっているのだろうという趣旨は、私の発言には全くその意図はございません。ただ、実態としてそうだというところの説明を付け加えてさせていただいたところでございます。ご理解いただ

ければなと思います。

この過疎計画につきましては、当然改めてになるのですけれども、有利な財源であるということは間違いなことは議員の皆様もご理解いただけたらと思います。そういった意味で投資的な事業を実施するかどうかというところについては、これはもちろん町の財政計画であり、それぞれの年度の事業計画が主になるところでございますので、その後ろ盾となる計画を今回お諮りいただいているというところですので、その辺誤解なきようご支援いただけたらなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうからもお話をさせていただきたいと思います。

これまでも過疎についてはとても大切な財源だということでお話をしてまいりまして、今回のご説明の際も議員各位にも本当に国での陳情ということについてもお世話になりまして、何とか首の皮一枚と当時言っていましたけれども、そのような形でとどまることができたと。その過疎についても、あと10年間だったものがあと5年ということで、ほぼ間違いなく卒業すると。卒業するということについては、ある意味ありがたいことといえますか、過疎から卒業という意味においては正しい方向でもあるのかなと思いつつ、その財源についてはやはりいろいろ今後対応していかなければならないというところがございます。

過疎債がなくなるということを想定した場合にも例えば辺地ですとか、過疎よりはもうちょっと割合の高い辺地債ですとか、そういうものは相変わらず残りますから、それはそれで活用できるものはよく活用させていただくということ。それから、過疎がないと、それよりはちょっと国の支援が薄くなるということはあるかもしれませんが、例えば公営企業会計ですとか、そういうことも含めた長い、過疎はちょっと短い返済になりますけれども、その長い返済の起債ということであれば、その辺のところも大いに活用していく場面が出てくるのかなというふうに思っております。

それで、それらのものについてただそれを使えばいいのかということではないのですが、今回の議会の一般質問の際にも2040年問題ということも議員にご指摘いただきました。その中で人口減少も含めてニセコ町であってもピーク以降は人口減少が進むと。それから、ある程度効率化をもっともっと目指していかなければならないという中で、町としては例えばその2040年問題にも対応するし、過疎の財源にも関わってくるのかなというふうに思いますが、DX化の推進でございますとか、議員からご指摘いただいた広域連携、ここの部分を進めていくということ、公共施設についてはできるだけ長寿命化をしていくということ、それから自治創生総合戦略でもうたっておりますけれども、ある程度いずれは減少傾向に向かう人口ということもありますけれども、それに対して少しでも出る人を減らして、来る人を増やして安心して暮らし続けられるというところを目指して自治創生総合戦略もつくっておりますので、そういう中での対応。それから、行革組織運営の強化ということ、そしてまた何よりも町長が執行方針でもお話しさせていただいたように稼ぐ自治体といえますか、歳入を増やすということについてもやはりきっちりとかじを切っていかなければならないと。その辺のところ例えば使用料の関係ですとか、ふるさと納税の関係ですとか、そういうことにつ

いても将来始めるのだということではなくて今年度、来年度ですか、からはもうきっちりとその検討も進めながら財政面と、それから人口減少面と、そういうものに対応してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 今回の過疎計画、要するに5年分の過疎計画をつくるという、その計画の中にいわゆる5年後の世界を描いたものが何点ありますかという単純な質問なのです。単に過疎債を借りるがための手段としてではなくて、5年後自立した世界を歩むために今しなくてはいけない事業はこれとこれですよというものがあれば教えてくださいというだけの話です。お答えください。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまのご質問お答えしたいと思います。

過疎計画に登載されている具体的な事業につきましては、この過疎計画の後半のほうのページに出ているとおりでしますので、当然個別の事業についてはご理解いただけているのかなというふうに思っているところでございます。ただ、過疎計画を基にニセコ町の総合的な戦略が進んでいるというわけではなく、もともと町が進める一番の計画につきましては総合計画というものがございます。その計画の下にそれぞれこの過疎計画もそうですけれども、財政計画ですとか、いろんな各種計画がその下に連なって実際の事業が進んでいくというのが一般的な考え方だと思います。なので、今ご質問のどの事業をやるのだということについては、この過疎計画においてはここに掲載されている事業を実施していくことが当面の目標ということにはなりますが、そこはその他各種の状況に応じて今後精査していくということが一番重要なことかと思っておりますので、その点につきましてはまた引き続きご指導いただきたいなというところでございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長(青羽雄士君) 日程第3、議案第2号 普通財産の無償貸付についての件を議題とします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 普通財産の無償貸付についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長(青羽雄士君) 日程第4、議案第3号 羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約を変更するための協議についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約を変更するための協議についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長(青羽雄士君) 日程第5、議案第4号 ニセコ町特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 ニセコ町特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長(青羽雄士君) 日程第6、議案第5号 ニセコ町行政手続条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 ニセコ町行政手続条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長(青羽雄士君) 日程第7、議案第6号 ニセコ町職員定数条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑ありませんか。

3番、高木議員。

○3番(高木直良君) 今回定数条例で教員の増員などを含めて一般職員についても増員する、定数上です。お聞きしたいのは、今年度、この3月に退職される方はいらっしゃいます。それから、新規採用で4月から採用して勤める方もいらっしゃいます。それで、総括的に見て令和8年度の4月1日段階で実員数がそれぞれ何人になるのか。この定数条例との関係でいっぱい、いっぱいなのか、あるいは余裕があるのか、実員がどうなるか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(青羽雄士君) 総務課長。

○総務課長(福村一広君) まず、定数の状況について説明をさせていただきたいと思います。現在職員数が97名ということで、退職が2名で採用が5名ということになってございまして、最終的には約100名になるかなと思ってございまして。実数的には一般再任用、それでニセコ町として今のところ予算上算定している人数は一般再任用が98名、新職員が5名、それから退職が2名ということになってございまして、そのほかに予算上は年度途中の採用も含めて2名の予算計上をしているという状況でございまして。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 今条例中のニセコ国際高校の教職員に関わってなのですが、定数上23名と設定をされております。この23名はスタート時ですから農業高校の、いわゆるニセコ高校の先生の数、それから新たな国際高校の先生の数合わせているものというふうに考えますが、もう一ついわゆる教職員の配置の中で加配措置を受ける対象となるものが多々あるかというふうに思います。そういうものも含んで23名を設定しているのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） ただいまニセコ国際高校の定数23人についてのご質問をいただきました。これにつきましては、現在のニセコ高校の先生は含めておりませんので、新たに国際高校の先生として町費で負担する先生たちの分です。その分を計上しています。最終的に令和10年度以降が23人の予定しているのですが、ここで上限になる人数として今回条例の改正をお願いしているものでございます。

加配につきましては、そのときの時々で変わる情勢なものですから、加配については含めてございません。道教委の配置基準にのっとった人数をカウントさせていただいております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） そうなりますと、加配を受ける場合はまた改めて条例改正が必要となってくるということでしょうか。再度お伺いします。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 当面は加配があっても、この定数の中で収まることにはなるのですが、最終年に向けてもし加配があるような状況があれば条例の定数改正をさせていただくということで今現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに。

○総務課長（福村一広君） すみません、篠原議員の質問の答えではなくて、高木議員、先ほど私質問受けてちゃんと返答しなかったところがあったので、返答させていただきますが、定数条例の中で収まるかどうかという話で、今現在103名ですので、100名ということで収まるということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 ニセコ町職員定数条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長(青羽雄士君) 日程第8、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長(青羽雄士君) 日程第9、議案第8号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 今回会計年度職員のフルタイム勤務職員に対する初任給調整、それから費用弁償の交通費が改定されます。今回現在在職中の方のフルタイム会計年度任用職員の方でこの条例に該当する方がいらっしゃるのかどうか。いらっしゃるとしたら何人で、これを適用することでどの程度実収入というか、収入が改善されるのか、平均的な話ですけれども、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在会計年度任用職員でフルタイムの職員、令和8年度の予定人数は32名となっております。制度的にこれは一般職の先ほど可決いただきました議案とも説明は重複するのですが、この手当に関して言うと最低賃金の決定が全国ちょっとばらばらになりつつありますが、10月1日ということで、10月1日時点で地域における最低賃金を下回る給与の場合について、その差額分を手当として出すということでございますので、対象人数になるのは基本的には今の段階ではないという認識ではございますが、その最低賃金がどうなるかによって少し変わってくるのではないかというふうに思っています、これは北海道の最低賃金が適用されるということでございます。

これまでも、これ一般職もそうなのですけれども、実は最初の採用された人が10月1日で最低賃金を下回るということが私が総務課長になってからも多々ありまして、ただ実は地方公務員法で最低賃金の適用に関しては公務員は適用除外となっております、これまで最低賃金については補填をしてこなかったというところでございます。しかしながら、国もこういう賃金情勢になってきた中で、ここは適用除外についての法律改正はないのですが、国としてもこの最低賃金を看過できないと、こういう状況を看過できないということで今回新たに設けられたという制度でございまして、フルタイム任用職員については、その状況を見て今後適用するか、しないかというところを判断していくということですので、最低賃金が出てみないと分からないというところでございます。

それと、質問にはないのですけれども、ちょっと付け加えさせていただくと、パートタイムについては明確に国のほうで会計年度任用職員についてのマニュアル等がありまして、フルタイムと職務上の責任だとか、いろいろ職務上の内容だとかについて差をつけるということで、パートタイムについてはそもそも手当についての概念が適用していないというところで、今回の初任給調整手当についても適用しないという国の判断がありますので、今回についてはフルタイムの会計年度任用職員に限るということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長(青羽雄士君) 日程第10、議案第9号 ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長(青羽雄士君) 日程第11、議案第10号 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する

る条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

質疑はありませんか。

斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） この料金設定なのですけれども、ニセコ町では子どもというのはゼロ歳から18歳と定義されていると思います。この中で料金は小学生以上、それから小学校から中学生までとなっているのですけれども、先日問題になった寮生の高校生です。新寮にはお風呂がないということでシャワーだけで、綺羅乃湯を利用したいという生徒がいるということなのですけれども、この料金を子どもの、ニセコ町にはゼロ歳から18歳まで、ほとんど800人なのです。そして、小学生以下の生徒というのは200人少々ですか、ぐらいの、今ちょっと人口の正確なのがないのですが、ほぼほぼ200人ぐらいです。そうすると、あと残り600人で、600人以上の18歳までの子どもは子ども料金にしてもよいのではないかと思っています。ですから、今小学生及び中学生までを子ども料金に設定していますけれども、これを高校生までにしたらいかかと思えますけれども。質疑です。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） おはようございます。ただいまの斉藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

子ども料金の子どもの定義なのですけれども、それは様々なところできちんとした定義が定まっていなくてございます。特に近隣自治体の温泉施設の入浴料に関しては、ほぼほぼ子ども料金を設定していらっしゃるの小学生以下が多くて、ニセコ町は中学生までといった定義にしてございます。また、先ほどございました特にニセコ高校、新しい新寮に関しては前回の議員のご説明のときにもありましており、綺羅乃湯のほうで新たなニセコ高校生に関しては浴室もないというところで、600円ではなく特別な料金として別に設定するという事で現在詰めてございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） ただいまのお話ですけれども、これから何らかの料金設定を考えるとということですか。まだ定まっていないっておっしゃいましたね。だから、金額はまだ分からないけれども、少なくとも高校生以上は今の段階では大人料金となっているのですけれども、それは今おっしゃったのはニセコ高校の寮生に関してだけのことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） 特別な料金、今実際に指定管理者である綺羅乃湯側と検討している最中ではございまして、今でいうと子ども料金に合わせたほうがいいかなという話も現在しておりまして、これは条例ではなく町長が認める場合という条例の規定を用いて別に定めるものとなってございます。今回の条例が可決された後にきちんとその辺は町長等を含め、綺羅乃湯を含め検討して決めていこうと思っております。また、その対象として考えているのはニセコ高校生ということになってございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

斉藤議員。

○7番(斉藤うめ子君) ただいまの質疑のときに寮生のことについて、高校生について綺羅乃湯と町長といろいろと検討するということなのですから、私の質疑ともかぶるかもしれませんが、寮生だけに限らず高校生を全て子ども料金にしてはどうかと思っています。というのは、先ほど申し上げたように子ども医療費はゼロ歳から18歳までこの町では無料にしています。そして、人数的に考えても申し上げたように、人数です。全員がお風呂を利用したとしても大体500人ぐらい。その中で特に若い人たちはシャワーを使う傾向があるのですけれども、温泉というのは非常に体にもいいし、そういう温泉の文化を子どもたちに、若いときから利用する習慣も大事ではないかと思っています。ですから、子ども料金に統一してはいかかかと思っています。

そして、今70歳以上はニセコ町では補助金をもらって100円を入れるのですけれども、そのことを考えたら高校生までも子ども料金に、無料ではないのです。子ども料金に一括設定して、そして誰でも、寮生だけではなくて普通の高校生も、それから一般の、ほとんどが高校に行っていると思うのですけれども、高校生にも利用できるようにしたらいいかなと思っています。そんなに財源的にすごく大きいものではないと私は思っているのですけれども、そういう意味でこの料金設定には反対します。

以上です。

○議長(青羽雄士君) 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長（青羽雄士君） 日程第12、議案第11号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長（青羽雄士君） 日程第13、議案第12号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○議長（青羽雄士君） 日程第14、議案第13号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長（青羽雄士君） 日程第15、議案第14号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

○6番（小松弘幸君） 19ページ、12節、公営住宅新団地建設工事監理業務委託料ですが、交付金も減額となって事業費の減額を行ったことで集会所の建設を見送ったと聞いております。当初予定していた集会所の建設については中止にするのか、あるいは延期を考えているのか、これについて

伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 小松議員のご質問にお答えいたします。

集会所については、当時、令和2、3年の頃に設定したときより工事費が大分膨らんでおりますので、実際集会所だけで2億円以上はかかるのではないかと想定しております。そうなった場合、今のこの住宅不足というのを鑑みて、果たして集会所のままでいいのかどうかという部分もございまして、今後集会所をそのままやっていくのか、はたまた集会所ありきの住宅といたしますか、その辺はまだ詰めてはしないのですが、今後検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第15号から日程第20 議案第19号

○議長（青羽雄士君） 日程第16、議案第15号 令和8年度ニセコ町一般会計予算の件から日程第20、議案第19号 令和8年度ニセコ町公共下水道事業会計予算の件まで5件を一括議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、高木直良君。

○予算特別委員長（高木直良君） 今回予算特別委員会の委員長を務めさせていただきました。

予算特別委員会の審査結果を報告します。

本定例会において当委員会に付託されました議案第15号 令和8年度ニセコ町一般会計予算から議案第19号 令和8年度ニセコ町公共下水道事業会計予算までの5件について、3月5日及び6日

の両日、町長をはじめ説明員の出席を求め、慎重に審査しました。審査の概要と結果については別紙報告書のとおりですが、その内容を簡潔に報告いたします。

まず、一般会計の総務費から労働費の審査では、役場の情報システム関係経費やデマンドバスの運行事業、まちづくりのための各種委託業務や補助事業、企業誘致や定住促進の事業のほかに消防庁舎整備や各施設の改修について、また福祉会の経営をはじめとした介護や高齢者福祉サービスのほか、ごみ処理対策などについて質疑がありました。

次に、農林水産事業費から土木費の審査においては、農産物の付加価値向上事業、鳥獣被害への対応や飼料高騰対策、国営農地再編整備事業について、また観光情報の発信や各種イベントの支援、Wi-Fiなど通信環境整備、宿泊税を活用したニセコ観光振興の方向性など商工観光全般のほか、農村公園再整備工事やロードヒーティング工事、町民交流拠点施設の調査業務などについて質疑がありました。

次に、消防費から各特別会計、企業会計の審査では、高校の校舎改修や備品の整備、寄宿舎の管理委託について、また総合体育館の改修や各種スポーツの振興事業などについて質疑がありました。

予算案全体については、町から示されました中長期財政見通しや防災費の将来推計のほか、議会の各常任委員会からの所管事務調査における善処要望事項への対応状況についても審査の参考となりました。

採決は起立で行い、一般会計については賛成多数により、特別会計及び公営企業会計については全会一致によりそれぞれ原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員長報告に対する質疑については、議員全員によって構成された予算特別委員会において審査されたので、省略いたします。また、討論についても同様のため省略いたします。

これより議案第15号 令和8年度ニセコ町一般会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号 令和8年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号 令和8年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号 令和8年度ニセコ町簡易水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 令和8年度ニセコ町公共下水道事業会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第21、発議第1号 アメリカとイラン間の戦闘の早期終結を求める決議についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

高木直良君。

○3番（高木直良君） これから提案をさせていただきます。

アメリカとイラン間の戦闘の早期終結を求める決議（案）。

会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり本決議案を提出いたします。

提案理由であります。2026年2月28日、トランプ大統領はアメリカ議会や国連安保理の承認手続もなく、一方的にイスラエルと共にイランの首都テヘランへの空爆を行い、イラン政府幹部を殺害の上、政変を促す暴挙を行った。イランの反撃が拡大する中でトランプ大統領の発言もよりエスカレートをして全面降伏まで攻撃を強化する姿勢を打ち出し、長期化、泥沼化のおそれが増し、世界経済も大きな打撃を受けようとしている。世界や日本の世論は、両国の戦闘の中止と交渉による解決を求めています。一刻も早い戦争の終結を望む町民の思いも代表して以下の決議を行う。

決議の案を紹介いたします。

アメリカとイラン間の戦闘の早期終結を求める決議。

2月28日早朝、突然のアメリカとイスラエル軍によるイランの首都テヘラン空爆は、最高指導者殺害のみならず、学校や病院などの民間施設をも破壊し多くの犠牲者を生んだ。イランはこれに反撃し、イスラエルや周辺各国の米軍施設などにミサイルを撃ち込み、戦闘は日々拡大し泥沼化の恐

れが生じている。原油価格高騰などによる世界経済への影響も大きく、日本でも諸物価高騰が国民生活を襲おうとしている。イランの核開発をめぐるは両国の協議が継続中であり、トランプ大統領の先制攻撃は国際法を無視したもので大義はない。国内政治にも大きく介入する工作も報じられている。

私たちは直接、両国へ和平交渉を訴える力はないが、身近な住民生活を守る立場から一刻も早い戦闘の終結を願い、国際法に則った解決を求める国内、国際世論の高まりに賛同して本決議を議会の総意として議決するものである。

以上、決議する。

令和8年3月11日、北海道ニセコ町議会。

以上を提案させていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま説明のあった発議第1号の件は、総務常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の件は、総務常任委員会に付託することに決しました。

◎日程第22 議案第20号から日程第24 議案第22号

○議長（青羽雄士君） 日程第22、議案第20号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件から日程第24、議案第22号 令和8年度ニセコ町一般会計補正予算の件まで3件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 追加議案でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案の2ページということでお開きいただきたい。よろしいでしょうか。日程第22、議案第20号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月11日提出、ニセコ町長、田中健人。

7ページにお進みいただきたいと存じます。7ページ下の提案理由でございます。国民健康保険税について、国の制度改正に合わせた負担の適正化を図るため、保険税の算定に関する諸規定の改正を行う必要があるということ。また、本町では令和12年度から国民健康保険税の保険料でございますが、こちらの水準が全道で統一されることを見据え、令和5年度より北海道が示す標準保険税率、これに準拠した算定方法に完全移行しているという状況でございます。

そこで、このたび令和8年度分として北海道より示された標準保険税率に準拠した算定に改める必要があるということ、その他文言修正を行うというために本条例を提案するというものでございます。

ここで資料をお開きいただきたいのですが、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要ということで資料を添付させていただいております。こちらのほうを私のほうから説明を申し上げたいと思います。まず、主な改正内容でございます。まず、(1)の子ども・子育て支援金納付金制度、こちらの新設ということで、関係条例は記載のとおりでございますが、主な内容ですが、これまで国保税は3区分、ここにある医療、後期高齢者支援金、それから介護納付金、これで算定がなされてございましたが、来年度からこの3区分に加え子ども支援金分、これを合わせた4区分で算定が行われるということになります。この子ども支援金分の納入は、国民健康保険税に限らず日本の全ての医療保険、こちらに課せられるということになります。なお、子ども支援金の負担額は他の区分と同様、前年所得に応じて年額3万円、これを上限とする範囲で計算されるということで改正がされます。

それから、子ども支援金制度の概要でございますが、社会全体で子育てを支援するという概念の下、子どもの有無にかかわらず全ての世代で少子化対策を促進する財源を負担するためにつくられた新しい制度ということでございます。具体的には、国民健康保険を含む全ての医療保険、これが徴収する医療保険料に国が少子化対策として行うことも未来戦略「加速化プラン」、この財源分が上乗せされるということでございます。負担した金額は、国として妊婦さんや育児休業、それから育児中の短時間勤務の支援など、子育てしやすい社会をつくる取組に活用されるというものでございます。

それから、(2)の税率の変更でございます。改正条文の該当は記載のとおりです。

主な内容ですが、北海道が示す標準的な保険税水準に合わせるための改正ということになります。国民健康保険事業は、平成30年度から市町村個別の運営から都道府県ごとの運営ということになりました。それに伴いまして、北海道では令和12年度、これをめどに市町村間での保険料水準の統一を目指しているというものでございまして、先ほどもご説明しましたが、本町では令和5年度から標準的な税率への移行を済ませ、今回も北海道から示された標準的な税率に合わせるための改正ということでございます。

それから、(3)の課税限度額の引上げということでございますが、これについては次のページでございます。下記の表のとおり課税限度額を合計で4万円引き上げると。年額でいうと109万円が113万円になるということでございます。詳細については、下記の表のとおりということでございます。

それから、軽減対象枠の拡大ということで、主な内容としましては均等割と平等割を軽減する所得基準が下の表のとおり拡大され、一定の所得がある中間層の負担軽減、これが図られるということでございます。割合と金額については、記載のとおりでございます。

それから、(5)、国民健康保険税の前納制度の新設ということで、この内容につきましては保険税の前納制度を規定した条文、これを加えるということでございます。特に入国間もない外国人が国民健康保険に加入した場合、納付率が低下しているという傾向から、その対策の一環として条例の規定に盛り込むということでございます。

それから、最後に継続する独自制度ということで併せてご説明を申し上げますが、18歳未満の子

どもに係る国保税額、この全額免除ということでございますが、令和7年度から導入した制度でございます。子どもを扶養する世帯の経済的負担軽減のため、18歳未満の子どもに係る国民健康保険税、この均等割額、これについて全額免除を行うという仕組みでございます。

令和4年度から未就学児の国保税額は全国一律で5割が軽減されてきました。ですが、本町独自の追加措置として、世帯の所得状況にかかわらず対象を18歳未満まで拡大して全額免除ということで行っております。なお、財源は本町の国民健康保険基金、これを充当して行っているというものでございます。

この条例に関する施行の期日は、令和8年4月1日ということで実施をいたしたいというところでございます。

議案に戻っていただきまして、3ページでございます。ただいまご説明を申し上げたこの内容を3ページから7ページにわたり改正条例の案の本文ということで反映をしております。

最後に、7ページ下でございますが、住民参加の状況ということで、本年1月の26日に国民健康保険審議会、これにて審議をするということとともに、条例案を2月12日から25日まで公表し、特に意見はございませんでした。

議案の第20号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第23、議案第21号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明をいたします。

令和7年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,359万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億5,033万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和8年3月11日提出、ニセコ町長、田中健人。

次のページ、2ページ、これの第1表から4ページまでは再掲でございますので、記載のとおりでございます。4ページは後ほどご説明しますので、お飛ばしいただいて5ページ、こちらも記載のとおりでございます。

6ページを御覧いただきたいと思っております。今回の補正額は合計で1億4,359万9,000円でございます。財源は、国の支出金が7,085万8,000円、その他が37万1,000円、一般財源が7,237万円という補正でございます。

4ページにお戻りいただきまして、第2表、繰越明許費補正でございます。今回は全部で10の事業、これを繰り越すということで表にしております。まず、ここに記載した事業のうち後ほどお示しする7つの事業については、先週、予算特別委員会、それから今回の議案で令和8年度当初予

算として計上し、ご審議をいただいた事業、これと全く同じ内容、または全く同じですが、その一部の再計上でございます。このため、令和8年度当初予算と令和7年度補正予算、今回のこれでございますが、これにほぼ二重に計上するということとなります。これら事業は令和8年度事業、これは地域未来交付金と呼んでいます。この令和8年度事業として既に町から国に対し補助金を申請中でございます。一方で、国の予算配当方針によりまして、この7つの事業は国において令和7年度予算、または令和8年度予算のいずれかで執行されるということなのですが、これがまだ確定をしてございません。このため、町としては両年度で同じ予算を計上し、いずれの年度の場合でも対応できるように準備をするということで上程させていただいているというものでございます。執行年度が国において確定をいたしましたら、片方の予算は執行しないという取扱いで進めさせていただきたいと考えているところでございます。

それで、該当する当該事業でございますが、これは4ページの1つ目、2款総務費、1項、SDGs推進事業3,234万円、ここから3つ下の7款1項の商工業振興事業410万円、これまでの4つ、それから下から4つ目、10款教育費、4項高等学校費の高等学校運営事業の369万8,000円、そこから2つ下の寄宿舎管理運営事業474万7,000円、これまでの3つ、合わせまして先ほど申し上げました7つの事業を8年度当初予算に計上した同一内容として令和7年度事業として再計上し、8年度に繰り越すというものでございます。この事業につきましては、後ほど改めて歳出でお示しをいたします。

このほか4ページの中ほど、上から5つ目の右欄、840万円、それからその下、6つ目になります。1,910万円、この2つにつきましてはいずれも道路橋梁費ということで、840万円のほうは中学校通と製麻会社通の用地購入費、これになります。この840万円のほうにつきましては当時の土地の所有者である民間企業のA社、これと交渉をしておりましたが、協議の途中で所有権をA社のグループ会社でありますB社に移転をしたというため、再度協議が必要となり時間を要したための繰越しとなっております。また、その下、中ほどのちょっと下ですけれども、1,910万円、こちらのほうは歩道整備工事のときに既設の地下埋設物と新設の配水管、こちらとの地下での交差がぎりぎりな状態で慎重な施工が必要となりまして、発注当初は116メートル、この実施を予定してございましたが、本年度は37メートル分、これを実施をし、79メートル分の事業費、これを繰越しとして令和8年度に実施するというものでございます。

最後に、一番下、11款災害復旧費539万円、これにつきましては10月3日に専決をいたしました。入札前に施工に必要な資材について会社に確認したところ、建設資材の納入が通常の設定よりも数か月余分に要するということになりまして、施工が冬期に入ってしまうというため、雪解け後の施工がよいと判断をし、繰越しをさせていただきたいというものでございます。

それでは、歳入歳出のほうにご説明移りたいと存じますが、まず11ページの歳出でございます。まず、先ほどご説明した繰越事業の部分をお示しをさせていただきます。2款総務費、1項8目12節の多様な連携による持続可能なまちづくり推進支援業務委託料3,234万円、この計上でございます。先ほど繰越明許費補正でお示しした事業の一つでございますが、町の課題解決のための企業連携やSDGs事業の普及啓発などを行う繰越事業として位置づけます。内容については、予算特別委員会

でご説明させていただいたとおりということでございます。

12ページ、6款2項林業費、1目12節、こちらの2つ目、地域資源活用に向けた地域林業会社事業運営業務委託料2,093万6,000円、こちらの計上です。繰越事業の2つ目となります。地域林業会社の中心業務でございます林務業務の移管、木材利活用、それから木育イベントなどを委託するというものでございます。

それから、13ページ、14ページでございますが、7款商工費、1項1目商工業商工費、こちらの商工業振興事業補助80万円、これにつきましてはニセコビジネスセミナーの実施事業分、それからその下、ポイントカード普及拡大事業補助330万円、合わせて410万円、これについては4ページ、繰越明許費の上から4つ目の事業ということで該当させているものでございます。

それから、中ほど、2目観光費、合わせて全体で7,504万1,000円の計上。先ほどの4ページの繰越明許費でいきますと、上から3つ目の事業に該当いたします。観光DX、ウェブマーケティング、人材確保、プロモーションなど、国の支援を受けるべく既存事業や新規事業を1つの事業としてまとめたというものでございます。

それから、15ページ、10款4項高等学校費、1目高等学校総務費369万8,000円、こちらについては生徒募集を行う地域みらい留学負担金などがございます。4ページの事業でいきますと、下から4つ目の事業に該当するというものでございます。

それから、中ほど、3目教育振興費179万3,000円、これは高等学校教育振興事業補助などの費用でございます。4ページでいきますと、3つ目の事業に当たります。

それから、4目寄宿舎管理費、合わせて474万7,000円、これは新寮での生徒相談業務を行う会計年度任用職員報酬などがございます。ご説明の改めてということで恐縮でございますが、会計年度任用職員などの事業としてまとめているものでございます。4ページでいきますと、下から2つ目の事業に該当するというものでございます。

12ページにお戻りいただきまして、12ページの6款1項5目草地管理費、12節、こちらの草地畜産基盤再整備事業委託料59万4,000円、これは繰越しではございません。町の集約草地、牧場でございますが、こちらと農家個人の採草地、これを畜産担い手育成総合整備事業委託業務、再編整備事業と呼んでございますが、こちらを活用し、更新を行ってございます。町の集約草地については、実施測量に伴い面積が当初予定よりも僅かに大きくなったということ。それから、町内酪農家については次年度以降予定していた個人の採草地、この更新が都合により前倒しとなったことで、それによって今年度行ったということによりまして集約草地、それから採草地、この事業面積が増加したということによる補正でございます。

続きまして、ページの中ほど2項林業費、1目12節の1つ目、有害鳥獣駆除業務委託料35万円の計上でございます。ニセコ町で実施している有害鳥獣委託業務について、当初見込んでいた駆除回数、いわゆる出勤回数でございますが、これが予定を大きく上回り、予算に不足が生じるということから補正をさせていただきたいというものでございます。その下、地域資源活用に向けた地域林業会社事業運営業務委託料2,093万6,000円、これは4ページの上から2つ目の事業に該当するというものでございます。再度説明になってしまいました。失礼しました。

最後に、7ページにお戻りいただきたいと思います。7ページの歳入でございますが、ただいまご説明した繰越しを含めた補正について7ページから10ページまでということで、先ほどもご説明いたしました区分で歳入を今この形で補正をしているというものでございます。

最後に、補正予算資料ナンバー1に内訳をまとめてございますので、審議の参考としていただきたいと存じます。

議案の21号に関する提案理由の説明は以上でございます。

それから、続きまして令和8年度の補正でございます。先ほど可決いただいた8年度予算、これについての補正ということでご提案を申し上げたいと存じます。議案の1ページでございます。日程第24、議案第22号 令和8年度ニセコ町一般会計補正予算、こちらについて説明をいたします。

令和8年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,917万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億8,917万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月11日提出、ニセコ町長、田中健人。

次のページ、2ページの第1表から4ページにかけましては後ほどご説明する内容の再掲でございますので、記載のとおりでございます。

5ページを御覧いただきたいと存じます。今回の補正額は合計で3,917万1,000円、内訳は国、道支出金が3,486万3,000円、一般財源が430万8,000円という内訳でございます。

8ページ、歳出からご説明を申し上げます。よろしいでしょうか。8ページの歳出でございます。3款1項1目社会福祉総務費、これは全体で1,170万1,000円の計上でございます。内容につきましては、昨今の物価高、それからエネルギー価格高騰、これは高齢者や独り親、障害者世帯などの生活に大きな負担を与えているというところでございます。また、近年北海道においても夏季の暑さ対策が必須となってきており、冷房機器や対策品、これらの購入、それから電気代なども負担となっております。このたびは国の重点支援地方交付金、これを活用し、高齢者世帯などのうち特に影響を受ける非課税世帯、均等割のみ課税世帯、こちらの世帯に対し夏期の生活を支援する高齢者等生活支援熱中症対策支援金、こちらを1世帯当たり2万円という形で支給したいというもので上程をさせていただいてございます。内訳につきましては、右、説明欄の上から3節、こちらの時間外勤務手当は事務を進めるための職員時間外。10節、消耗品費は事務用品、それから印刷製本費は通知用封筒の印刷でございます。それから、11節の通信運搬費、これは郵送料でございます。それから、その下の口座振替手数料は支援金の振込料。13節は複写機使用料、それから19節の扶助費、これが今回の支援金本体でございます。高齢者等生活支援扶助1,140万円といたしまして、1世帯当たり2万円、これを570世帯に扶助するという想定をしております。

続きまして、9ページ、6款1項農業費、こちらについては全体で2,747万円の計上でございます。肥料、燃料、飼料、農業資材全般の価格高騰及び価格の高止まりによりまして農業経営が圧迫され

ている農業生産者などを支援するため、国の物価高騰対策重点支援交付金、これを活用し、地域計画に位置づけられた農業生産者、こちらを対象に支援給付を実施すべく費用を補正するというもの
でございます。

まず、2目3節の時間外勤務手当、こちらは事務を進めるための職員時間外でございます。

それから、3目18節の農業資材等高騰緊急支援給付金2,740万円、これは今回の給付金本体でござ
いまして、1経営体当たりの経営面積に応じて給付を支援するというものでございます。予算の積
み上げといたしまして、面積、金額、該当戸数を計算をし、該当戸数については123戸を想定してい
るというところでございます。経営面積に応じた給付という形を考えてございます。

それから、6ページにお戻りいただきたいと存じます。歳入でございます。15款の国庫支出金、
2項1目1節の重点支援交付金3,486万3,000円、こちらの計上でございます。令和7年度の国の補
正予算について、自治体に配分された重点支援交付金については、その一部を令和8年度に国にお
いて繰越しを行ってございます。本交付金の活用により令和7年度中に実施した事業、例えばきら
ペイ配付事業などですが、及び令和8年度当初予算にて計上いたしました事業、例えば給食費無償
化など、こちらについて物価高騰対策や生活支援、これを行っているというところでございま
す。このほども令和8年度補正予算について高齢者、それから農業者に対する支援、これを加え、
その財源として繰り越した交付金、これを充当するというところで歳入を上げているものでございま
す。

ちなみに、令和7年度国の補正分の重点支援交付金配分金額は全体では1億674万9,000円でご
ざいます。このうち令和7年度事業充当分、これが5,141万円、きらペイの配付、農業者の水道料金支
援などでございます。それから、令和8年度当初予算の事業充当分が2,047万6,000円、これが給食
費の無償化等ということ。農業事業者の水道料の支援、それから飼料高騰対策などございま
す。そのほか今回高齢者、農業生産者支援として3,486万3,000円の予算を計上させていただいて
いるというところでございます。

最後に、補正予算資料ナンバー1の6ページまで進んでいただくと補正予算資料ナンバー2とな
ってございますので、こちらを御覧いただきまして、こちらに一般会計の補正予算として内訳をま
とめてございます。審議の参考としていただきたいと存じます。

議案の22号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により午前11時50分まで休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時50分

○議長（青羽雄士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第20号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質
疑はありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） この条例改正に関連して2つご質問します。

1つは、この条例改正の結果が既に可決しております国民健康保険特別会計に反映された予算だったというふうに思います。それで、既に審議され可決されているわけですがけれども、本来であれば私はこの条例内容が予算に反映しているものと考えてきましたので、その順番がどうなのかという疑問を持っております。

それから、2点目はこの説明資料にもありますように今回の改定の主なきっかけは国の子育て支援事業、これに医療保険の掛金から持ち出すといいますか、充てるという財源として含まれているわけですが、私が思いますのは、本来医療保険全体にこういうことで今回影響を受けているわけですが、例えば国民健康保険はもともと事業主体は市町村ですね、基礎自治体、ニセコ町だったわけですが、これが今先ほども報告にありましたように都道府県に統一化されていく過程っていいですか、それでニセコ町においては5年の段階で移行は終わっていますというお話がありました。一方、町の独自の対応として先ほど報告ありました18歳未満の子どもに係る国保税の均等割分、これは全額補助という町の独自の措置は残されております。こういったことができる制度だったわけです。ですので、事業主体が町であるということで、ところが、今回の改定内容は説明にありますように岸田政権のときの異次元の少子化対策という名目から生じて今回のような財源はこの医療保険の掛金から出すという、ちょっと私は異例だと思います。そういった当時かなり問題になった、国会でも、それからいろんな学者さんからも疑問が出された内容が決まったわけです。

私がお聞きしたいのは、こういった流れです。本来基礎自治体なり、都道府県なり超えて国が一律的に決めたことが結果的には制度の違うところに持ち込まれているという、そういう流れについて、これは町長にお聞きしたいと思うのですが、そういった流れを地方自治体の運営の責任者としてどのように感想をお持ちかお聞きしたい。この2点について質問したいと思います。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） ただいまの高木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目のところ、予算の金額の部分をご提案した後にこの制度の提案をするというところの順序の部分なのですが、ご指摘のとおり制度が決まってからの金額が決まるべきでないかというのをごもっともかとは存じますが、議会の承認をいただく流れの中で国のほうで国保の税率だとかの情報が出てくるというのがかなりぎりぎりのタイミングにある中で、8年度予算をある程度予測はできるのですが、国の決定としてのものというのが3月入るか、入らないかとか、2月末とかというタイミングになるものですから、その点につきましてはどうしても予算のご相談、提案をして承認をいただくという流れをもってこのタイミングで条例の改正が正式に提案するという状況もありまして、その点のご事情をちょっとご承知おきいただければというところでございます。

あと、2点目のところでももともとは国保は町が保険者として独自でやっていたというご指摘だったのですが、過去には確かに各町村で国保の会計保険者としてやるということだったのですが、その中で、規模が小さい中で国保の運営をしていくということになって、過去にはその

まちで大きい病気をされた方がたまたま何名かいらっしやっただけでも国保の会計が足りなくなっ
て一般会計のほうから大きなお金を移さなければならないとか、そういった保険者としての体力が
かなり規模が小さいというところもあって、今の流れとしては都道府県の単位で分母を大きくして
その波が1町村、自治体に負荷にならないようにということでの国の方針もありまして、今北海道
で統一しようという流れになっているというところでございます。そういった事情もあつた中での
今のところですので、そここのところについてもご理解いただければと思います。保険のほうから子
育ての支援金を出すというところも趣旨としてどうかというご指摘もございまして、それについて
は国のほうでの指針の下、今北海道が国保の税率だとかを定めていますけれども、その流れにのっ
とつての全道での進め方となっておりますので、そういった事情についてもご理解いただければと
思います。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの高木議員のご質問に回答いたします。

町長の考えについて、国の推進する政策の場合によっては矛盾する観点を含めて、その制度自体
への疑義、あるいは基礎自治体の政策との矛盾点といたしますか、整合性が合わない部分も含めてど
うかというところで捉えております。おっしゃるとおりで、この制度自体、政権も途中で代わった
りですとか、もっと言うところの本議会、この後議案としても上がっております国の重点交付を活用
したところ、あるいは交付金の活用についてもあまりないと思うのですが、どちらか、令和7年
度の繰越していくのか、8年度なのかも現時点でまだ決まっていないというような状況があり、今
異例の両方の同額予算を計上するというような対応をしているところですか含めて非常に国から
の考え、国の指示と基礎自治体を預かる立場として取り組むべきところが常日頃かみ合っていない
なというところは感じるころはあります。ただ、一方では先ほど別の議論の中で過疎についても
ありましたが、どうしても基礎自治体という、今我々のような特に小規模な自治体においては独自
での財源ですとか、あるいは独自のできるということのは基本的には国に準ずる法があつて条
例がある、あるいは財源についても、いずれにしても国の交付金だとか、過疎だとか、そういった
ような有利な財源を活用しなければできないことは限られているという状況もありますので、じくじ
たる思いも感じつつも、ある程度国に従わざるを得ない部分もあるのかなというところございま
すので、国と、あるいは北海道ですか、も含めてしっかりと情報共有を図りながら、うまく解釈を
して町政に反映していくというのが現実的な考えなのかなというふうなところで感想ございま
す。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） ここまで来ているいろんな制度の流れとかというのは分かります。道に統
一していく過程、そういったことがあるのは分かります。ただ、町長がおっしゃったような予算が
なかなか決まっていなくてこういう対応、先ほど出たような補正予算の組み方、それは分かるので
す。ただ、今回の場合は医療保険制度と子育て支援というか、こども家庭庁の所管の行政、これが

いつの間にかドッキングさせられているという、そういったちょっと異例な形を取っているものですから、やはりそういうことに対してそういうことがどんどん起きてくると、今まであった制度の枠組みが何か解けてしまうような、そういう危惧を私は感じたわけです。そういう意味でお尋ねいたしました。やむを得ない時間的な制約で起きていることと大きく制度を変えるような動きというのは別だと思しますので、改めてその点について何か例えば町長として市町村長会とかいう場でちょっと議論していただくとか、意見交換をしていただくとか、そういうお考えがあるかどうかお尋ねいたします。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ありがとうございます。再質問にお答えという形でございますが、制度的な部分に関する疑問について、ほかの特に周辺の町村長との会議の場でも、ちょっと本件とは少し異なりますが、広域等の会議体の中でも本当にこの基金使っているのかというような議論もさせていただいております。ですので、高木議員からご指摘のあった本事案についても会議の公式な場で議事としてという形にまでできるかは事務局とも相談ですが、少なくとも首長同士の情報共有の場において逆にほかの首長の皆さんからはどう感じているか、あるいはどういう声が庁内からあったかということについては情報共有をまずさせていただきながら、皆さんの温度感や必要性も含めて本事案に限らずですが、道や国に要望するというような形も一つ場合によっては視野に入れていく。これは、当然ながらうちだけの話であればなかなか合同での要望は難しいですが、まずはその議論の場にのせるための情報共有を図りたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第20号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、議事の都合により 1 時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0 時0 5 分

再開 午後 1 時0 5 分

○議長（青羽雄士君） それでは、ただいまより休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議長（青羽雄士君） ここで提案者より訂正の申出がありますので、これを許します。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 説明した内容ではないのですが、議案の中身を付け足しといいますか、させていただきたく存じます。

議案22号について、（修正）と記入したものをタブレットにアップしております。前のほうからずっと訂正はないのですが、10ページ以降、今回時間外で給与費の部分を補正させていただいている関係から、本来であれば給与費の明細書というのをつけるところがございますが、先ほどご説明した議案の中にはこの給与費明細書、10ページから11ページにわたる 2 ページ分がここに掲載されていなかったということがございますので、この10ページ、11ページを付け加えていただきたいと、これが修正という形でございます。大変失礼をいたしました。給与費が変更になっていたということで、本来つけるべきところというのを失念してございましたので、その辺を加えさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 訂正の説明が終わりました。議事に戻ります。

◎日程第 2 2 議案第 2 0 号から日程第 2 4 議案第 2 2 号（続行）

○議長（青羽雄士君） これより議案第21号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号 令和8年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

榊原議員。

○4番(榊原龍弥君) 1点だけご確認をしたいのですが、議案9ページ、農業資材等高騰緊急支援給付金の2,740万円ってあるのですけれども、ご説明では経営面積割というようなことを言われていたのですが、これというのはもともと国のほうで決まっているのか、町のほうでその分配方法を決めているのか、その辺についてちょっとお聞かせください。

○議長(青羽雄士君) 山口課長。

○農政課長(山口丈夫君) ただいまのご質問にお答えいたします。

この内容につきましては国で指定された制度というか、内容ではなく町独自のものがございます。以上です。

○議長(青羽雄士君) 高木議員。

○3番(高木直良君) 1点、先ほどご説明がありました社会保障で高齢者に対する例えば熱中症対策などに使うということでの支援金です。これ1,140万円。それで、熱中症の問題でいいますと、私前に高齢者世帯に対するエアコンの設置に関する補助金のようなものを検討できないかということも申し上げたことがあります。この金額でエアコンの補助というのは当然できないわけですが、こういった政府としてもやはり高齢者、非課税世帯ではありますけれども、熱中症などが危惧されている状況の下で交付金が出されます。これに併せて何か町として独自に今後例えばエアコンの設置補助とか、そのような対策を検討されるご予定はないか、あるいは考える余地があるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長(青羽雄士君) 重森課長。

○保健福祉課長(重森省宏君) 高木議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、こちら、今回ご提案させていただきました補正予算につきましては、国の重点支援交付金のほうの支援があるということで、そちらを活用してこのたび提案させていただいたものとなっております。こちらにつきましては、高齢者とか、障害をお持ちの方だけの世帯だとか、あと生活保護世帯だとか、そういったところを対象に今内容を精査している最中ではありますが、国のほうでその重点支援交付金というのが特にエアコンの設置にということの指定のメニューではございませんで、高齢者を含めた福祉の生活支援の国からの交付金の中でこのたび時期的にも春先、夏前に交付できないかということで、タイミング的にはエアコンとか、あとエアコンを使うときの電気代だとか、そういったものに活用してもらおうということで、この重点支援交付金をそういったメニューも含めて充てようという目的でこのたびご提案させていただいているところであります。こちらに

つきましては、以前からご質問もあったエアコン設置についての町の支援ということのご質問もあったかと思いますが、このたびの重点支援交付金の支援ということで、目的としてはエアコンだけに限っているものではないのですけれども、エアコンを中心に生活の支援のお金に使っていただくという目的での支援となっておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 現金を給付するという内容ですよね。ですから、その使い道については個々の受けた方の対応なのですけれども、ただ先ほどお話にありましたように1世帯2万円ですか。ですから、それで例えば電気代に充てるとかということは可能なのですが、もともと電気を使うためのエアコンを設置するのにお金がかかるわけですから、ちょっとこれ自由に使ってくださいというだけではエアコンの電気代に使う方もいるかもしれませんが、もともとそういう設備がないということになりますと、そこには行き届かない。生活の足しにはなるとは思いますけれども、そういった意味で何らかのこれに合わせた町としてのメニューが今後、今の予算の中ではできませんけれども、検討などしていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。もしできれば、町長、お答えいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 再質問にお答えさせていただきます。

前回エアコンの設置補助のご質問いただいたときに一度お答えさせていただきましたが、エアコン設置についていろんなものがあつたりだとか、スポットクーラーだとかというのいろいろあるかというお話もありましたが、スポットクーラーにするにしても必要などころ、全世帯配るとなると数千万円の町の直接の持ち出しがあるというところではなかなか難しいというお話を当時質問あったときにさせていただきました。今回につきましては、重点支援交付金が、国からそういった手当があるという中でエアコン設置に係るお金全部を町のほうで支給するというのはなかなか難しいところではあるのですけれども、購入する部分のうちの一部の費用にでも充ててもらおうという、そういう目的での今回予算計上させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ご指名もございましたので、補足をいたします。

町として単独のエアコン設置に向けた補助をする意向があるかないかと、端的に言えばそういうご質問だと思いますが、現時点では先ほどご承認もいただきました令和8年度の当初予算の中では、そのような町独自のエアコン導入に関する補助については今のところ計画をしていないというところがございます。理由としては先ほど課長からも申し上げたとおりで、独自でやる場合の財源的なめどがなかなか立っていないですとか、そのほか先般一般質問の中でもありましたけれども、導入をした後の電気代の負担も、こちらもなかなか悩ましい課題なのかなと思っています。

一方では、今回一律で、全世帯というわけではないのですが、特に生活支援が必要な世帯を対象を絞らせていただいているものの、1世帯2万円ということ想定しているわけですが、既に場合によってはスポットクーラーを去年購入されたよという方もいらっしゃるのかなというところも想定しまして、今回の国のメニューにうまく重ねさせていただいて、あくまで熱中症対策というわ

けではなく物価高の支援、その一環として例えばそのような使い方、十分ではないというご意見も重々承知の上ではありますが、足しにしていただけかないかなということでございます。今回、一方でもう一つの視点でいきますと、コミュニティセンターにエアコンを導入するという部分についてはご承認いただいていたと思いますが、町として今後どのような、熱中症対策について施策として何が必要かというところについてはもう少し見守りたいなということと、あと国や道に対して、特に北海道、これニセコに限らず気候変動に関わる課題だと思っておりますので、しっかりと町単独でやるということではなく、国や道なりの支援が前提となって、そのときにどのような支援ができるかについて具体的な検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第22号 令和8年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議員派遣の件について

○議長（青羽雄士君） 日程第25、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

◎日程第26 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第26、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第27 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第27、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

総務及び産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第72条第1項の規定により閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査に付することに決しました。

◎日程追加の議決

○議長（青羽雄士君） ここで追加日程があります。発議第1号 アメリカとイラン間の戦闘の早期終結を求める決議についての委員会報告の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

お諮りします。発議第1号について日程に追加し、追加日程第28として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第28 発議第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第28、発議第1号 アメリカとイラン間の戦闘の早期終結を求める決議についての件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、小松弘幸君。

○総務常任委員長（小松弘幸君） 発議第1号について委員長報告をいたします。

本日3月11日の本会議において当委員会に付託されました発議第1号 アメリカとイラン間の戦

闘の早期終結を求める決議については、本日4名の委員出席の下、総務常任委員会を開催し、慎重審議しましたので、その結果を報告します。

2月28日に突然始まったアメリカとイランの戦闘により原油価格が高騰するなど日本でも国民生活に急激な影響を及ぼしています。決議案は住民生活の立場から戦闘の早期終結を願うものであり、これを審査意見のとおり修正の上、採択すべきものと決しました。別紙修正後の決議案の朗読をもって委員長報告といたします。

アメリカとイラン間の戦闘の早期終結を求める決議。

2月28日早朝、突然のアメリカとイスラエル軍によるイランの首都テヘラン空爆は、最高指導者殺害のみならず、学校や病院などの民間施設をも破壊し多くの犠牲者を生んだ。イランはこれに反撃し、イスラエルや周辺各国の米軍施設などにミサイルを撃ち込み、戦闘が続いている。原油価格高騰などによる世界経済への影響も大きく、日本でも諸物価高騰が国民生活を襲おうとしている。イランの核開発をめぐるは両国の協議が継続中であり、トランプ大統領の先制攻撃は国際法を無視したものである。

私たちは直接、両国へ和平交渉を訴える力はないが、身近な住民生活を守る立場から一刻も早い戦闘の終結を願い、国際法に則った解決を求める国内、国際世論の高まりに賛同して本決議を議会の総意として議決するものである。

以上、決議する。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより発議第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第1号 アメリカとイラン間の戦闘の早期終結を求める決議についての件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。
これにて令和8年第1回ニセコ町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青羽 雄士（原本自署）

署 名 議 員 木下 裕三（原本自署）

署 名 議 員 篠原 正男（原本自署）